

第3回家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会議事録

1 日時：令和7年6月17日（火）13：30～15：30

2 場所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者

委員：島田座長、穴田委員、石木委員、越智委員、強谷委員、林委員、伏見委員、安森委員、
大山委員、小谷委員

農林水産省：畜産局 関村審議官、富澤畜産振興課長、飯野家畜遺伝資源管理保護室長、
伴総括課長補佐、佐野技術専門官、西畑畜産専門官

4 概要

【開会】

（飯野室長）

それでは、時間となりましたので、只今から第3回「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして、ありがとうございます。改めまして、畜産振興課の飯野でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

開会に先立ちまして、関村審議官から挨拶いたします。

【冒頭挨拶】

（関村審議官）

第3回目の検討会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、御多忙中にもかかわらず、本検討会に御出席いただき、ありがとうございます。

これまで2回にわたり開催しました検討会におきまして、委員の皆様は、施行後の取組状況や確認された事象を検証いただき、法令に係る事項については、①家畜未受精卵は、新たな法的位置づけをする状況にはないが、技術の向上は日進月歩であるため、常に新しい技術の動向に注視すること、②法律の規定を超える成果冒用行為は確認されていないため、現状の規定を維持すること、等のご意見のほか、一層の和牛遺伝資源の管理、保護の徹底を図るため、譲渡契約の実施率を100%に目指すこと、和牛遺伝資源を取り扱う畜産農家を含め、立入検査を効率的に実施し、「精液等情報システム」の利用を推進する等の運用を強化すること、等の具体的なご意見をいただき、今後取り組むべき内容が明確になってきたものと考えております。本日は、ご意見を踏まえて事務局からとりまとめ案をご提示させていただき、本検討会としてのとりまとめを整理いただきたいと考えております。家畜遺伝資源法の趣旨の理解が醸成され、家畜遺伝資源の管理・保護が適切にされるようにご議論をいただければと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

（飯野室長）

ありがとうございました。それではここで、報道関係の方々には、退出くださいますよう、よろしくお願いします。

【カメラ退出後】

【配付資料確認】

(飯野室長)

続きまして、本日配布しております資料を確認させていただきます。お手元に用意しました配布資料一覧の通り資料1と資料2がございます。不足がある場合は、事務局までお申し付けください。それでは、以後の運営につきまして、島田座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議事進行】

(島田座長)

島田でございます。第2回に引き続きよろしくお願いいたします。それでは、議事を進めていきたいと思います。

第2回では、事務局から「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等の今後の対応について」説明いただき、とりまとめの方向について、各委員からご意見をいただいたところです。本日は、ご意見を踏まえ「とりまとめ案」について、事務局からご説明いただき、その後、各委員からご意見をいただき、とりまとめに向けた議論を進めたいと考えております。

それでは、議事「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に基づく検討結果のとりまとめ案について」、事務局から説明をお願いします。

(佐野専門官)

畜産振興課の佐野でございます。それでは、資料に基づきまして、御説明させていただきます。

【佐野技術専門官から資料1、資料2について説明】

(島田座長)

ありがとうございました。

それでは、只今の説明を踏まえて、各委員の専門分野の観点から、ご意見をいただきたいと思います。それでは、穴田委員よりお願いします。

(穴田委員)

まず、全体を通じて、検討の視点の整理からいただき、わかりやすくまとめていただいています。その中でも、改めて凍結精液と受精卵の生産や流通の実態についても、精査いただき、違いが抽出できたと思います。凍結精液と受精卵の生産における今後の課題になると思いますが、資料1 P7において、家畜体外受精卵の生産工程を分担する場合の役割や責任範囲の明確化などについて記載があり、「精液等情報システム」を活用したものなのかもしれませんが、実態に合わせた記録のあり方について、ご検討いただきたいと思います。

また、併せて譲渡契約等について、P9に記載があるとおおり、所有者が複雑であるという課題があると思います。立入検査を通じて譲渡契約を推進するとともに、凍結精液の譲渡契約は進んでいると思いますが、家畜体内・体外受精卵証明書の裏書きについても、より正確な記載をお願いしたいと思います。

最後に、表現上のご苦勞があらうと思いますが、資料1 P13において、遺伝資源を取り扱う畜産農家への立入検査について、そういった発信をするだけでも抑止力があると思いますが、できるだけ早期にやっていただければ助かります。

全体を通じた感想としては、5年後の検証については非常に良かったと感じています。また、立入検査の負担も大きかったと思いますが、その効果も大きかったと思います。また、今後も関係者一丸となって和牛遺伝資源の適正な流通管理保護を進めたいと思います。

(石木委員)

よくまとめられていると思います。法律制定前の検討では、民間の家畜遺伝資源生産者に対して、制約が加わることがないかという懸念や心配している人もいましたが、今現在そういった問題はないという内容をどこかに記載いただければと思います。細かいところとして、資料1 P6「過程の中でのみで」とあり、「で」が2つあるので「中で」なのか「のみで」なのかどちらか一つに修正いただきたいと思います。また、資料P7において、「職員に共有していく必要がある」という言葉があるが、「共有」は両方で持つ意味なので、「共有させていく」といった表現が良いかと思いますが、お任せします。

(大山委員)

全体的に非常に良く流れと要点がまとまっていると感じます。前回不在だったので、的外れになるかもしれないので、ご容赦いただければと思いますが、実態として立入検査についてはマンパワー等もあると思うものの、如何に簡略化・簡素化をしていくことも考えていくことも大事かと思います。一つの考え方としては、立入検査をスムーズに終了させることもあると思います。例えば、指導している人を見ると、農協の担当者も「米」と「牛」ということで守備範囲が広いケースもあるので、農協からの指導も農家に正確な情報が下りていない可能性があります。もちろん、人事関係やタイミングの問題もあると思いますが、普段指導している者への教育が大事だと思います。

和牛遺伝資源関連2法のスタートは、抑止して行くことが大事というところでしたが、不幸にして不正流出してしまった場合に、どのように見つけて、どのような対応を取れるのかを考える必要があります。以前であれば、和牛肉が海外で販売されていること自体がおかしいなということになったが、いまはそうした状況ではありません。また、国内流通でも、家畜人工授精用精液証明書だけ他のところから手当てして使う違反行為への対応として、現在も親子判定などに使われているゲノム情報の活用が有効だと思います。その中で、何かあった時の対応を取ることができると思うので、国内にいる牛のゲノム情報をどこかが把握しておくことが大事であると考えます。

(島田座長)

ここで一端区切るので、事務局の方から回答願います。

(飯野室長)

穴田委員から、責任関係の明確化、生産流通実態と合わせた記録についてご指摘がありました。が、前回の検討会でもあったように、役割分担のA者とB者がどこまで誰がやっているのかということ記録として残します。その上でやり方としては、システムを活用する意見もいただいたところです。具体的にどういうことができるかは検討させていただければと思います。穴田委員のご意見でもあったとおり、立入検査に入らせていただいて、実際に行われている方法、どういう契約が行われているか把握するところから始めることが大事かと思うので、そこからスタートしたいと思います。

また、家畜受精卵証明書の裏書きの記載不備が多いのではないかとのことですが、今回のとりまとめの中で、家畜人工授精所の業務の内容によって課題が違ってくるのが分かったので、業務に応じた指導のあり方、指導のツール、検査のポイントを変えていく必要があると考えており、そうした中で、裏書きの指導も考えていきたい、とりまとめの中どこに記載するかは検討をさせていただきたいと思います。畜産農家への立入検査ですが、家畜人工授精所を開設していないので、どこの農家が液体窒素タンクを持っているかなどを把握するのが難しい実態があります。一方で、家畜人工授精所を開設せずに和牛精液を取り扱っている農家の把握については、精液生産事業者、サブセンターの譲渡等記録簿などを通じて把握することができますが、地域毎の実態によって異なることもあると思うので、具体的な選定方法は、都道府県とも相談させていただきたいと思います。

続いて、石木委員からのご意見で、前回の検討時にあった家畜遺伝資源生産事業者の制約にならないかという懸念についてですが、資料P10の5(1)令和2年改正により、「なお、この厳格化の措置については、都道府県等の指導もあり、支障なく取り組まれている」というところでニュアンスを出させていただいているが、もう少ししっかり記載するというのであれば、ご意見を踏まえて対応させていただきたいと思います。その他の細かい技術的なところは反映させていただきたいと思います。

大山委員からありました、立入検査の簡略化・簡素化も将来的に念頭に入れておくべきではということですが、今回のとりまとめを踏まえて、どのように立入検査をしていくのか考えていくことになると思います。職員の数は限られているので、単純に立入検査を増やしていくのは厳しいと思いますし、家畜人工授精所の業務毎に重点的にみるべきところがはっきりしたことを踏まえて、メリハリをつけて効率的にやっていきたいと思います。加えて、指導機関も人が少なくなる中で指導者側への教育の必要性について、大事なポイントだと思います。まさしく、日本家畜人工授精師協会や登録協会と協力し、様々な機会を捉えながら、指導機関に対してご説明する機会を設けることを検討したいと思います。

万が一実際に事案が発生した場合の対応については、家畜遺伝資源のトレーサビリティができないといけないので、譲渡等記録簿の義務化をして、どこの家畜人工授精所から誰に譲渡したのかわかるようにしたほか、家畜人工授精所に運用の厳格化をしたところですが、法律のスキームとしてはそういったところをしっかりとっていくことになります。もう一つ、水際の対応としては、畜産振興課と動物検疫をやっている部署との連携をしています。家畜人工授精用精液等の輸出には動物検疫を受けなければならないので、検疫所に問い合わせがあった場合、我々にも情報をい

ただけるような体制を整えています。様々なチャネルで情報を取りながらやっていきたいと思います。ゲノム情報とどのように結びつけていくのかについては、非常に大きい話で将来的な課題として受け取らせていただきたいと思います。現在、既に家畜改良の世界では、SNP 検査等ゲノム情報を取ることが普及しているので、勉強していきたいと思います。

(島田座長)

大山委員にお聞きしたいのですが、日本にオーストラリアから輸入されてきた牛肉の DNA を調べると系統や血統が分かるのでしょうか。

(大山委員)

そういう使い方の場合、例えば、ゲノム情報が管理されていれば、今国内にいる個体の親子関係はすぐに分かります。外国で売られている牛肉についても、日本の〇〇県の〇〇号の産子というのは確認できるので、肉からのトレサは可能です。方法として、そういう情報を持つておくのは良いと思います。実際、肉片を保管している都道府県もあったと思います。それは、ルーチンとして解析されているわけではないと思いますが、ゲノム情報の活用の可能性があると思います。

(島田座長)

海外で売られている和牛肉を持ってくるのは難しいと思うので、現地の大学とかで DNA まで調整して持って帰る形でも可能でしょうか。

(大山委員)

以前は海外で和牛肉はなかった訳ですが、現在は和牛肉を輸出しているので、例えば、ゲノム情報が管理されていて、生体でそういうものが出てくることがあれば、不正に輸出されていることが分かります。

(越智委員)

かなり意見を反映いただいていると思います。立入検査の大変さがあると思いますが、法律制定時も現場の負担の話があがったので、法律をうまく運用していく上で、現場のヒアリングをして声を聞いてもらいたいと思います。情報システム化していくということで、スマホ等を上手く活用してもらいたいと思います。また、家畜未受精卵に関して、22 時間くらいの時間的制約があるので大丈夫だろうとのことでしたが、技術は日進月歩で変わっていくことに加え、これは需要と供給の関係だと思うので、和牛の価値が上がれば上がるほど、海外からなんとかして手に入れたいという人も出てきます。海外との差が大きくなればなるほど、リスクは上がると思いますし、それは植物種で出ている事例でも発生しています。次世代シーケンスもかなり安くなっていますので、ゲノム情報の活用も頂きたいと思います。また、さらに五年後はどうなっているのか、家畜未受精卵が流通しやすくなっているなど、知的財産保護の法律は作るだけではなく運用が大事なので、考慮いただければと思います。

(小谷委員)

主に、理解醸成のための方策についてコメントします。石木委員からご意見もありましたが、やはり、畜産農家に対しても立入検査をするというフレーズは抑止力になると感じました。また、検討会会場に掲載されているポスターのキャッチコピーはすごくわかりやすいと思います。生産者に対して、何を守れば良くて、どんなことは NG なのか、シンプルにしてもらい、立入検査の可能性もあり、何が犯罪かを明らかにして発信して貰うと、農家やメディアも分かりやすいと思います。自分の理解の確認のために伺いますが、資料 1 P12 の真ん中に「自家授精目的の畜産農家への対応も検討が必要」とあり、自身の飼養する牛へ人工授精をする場合の保存については家畜人工授精所を開設しなくても良いということだと思いましたが、今後はどのように対応するのかお伺いしたいと思います。

(強谷委員)

今回のとりまとめは、これまでの議論をよくまとめてもらっていると思います。「(R)」表示については、皆様の目に触れるようにし、「精液等情報システム」についても利用率が高くないということで、民間のシステムを参考に改善をしていくことでよろしいかと思います。さきほども、小谷委員もおっしゃいましたが、和牛精液等を取り扱っている畜産農家への立入検査について、まずは家畜人工授精所ということですが、最近の現場の情報を紹介させていただきます。会員の知り合いの酪農家が亡くなられて、液体窒素タンクや牛が残されており、どうするかという問題がありました。牛については、周囲の農家が引き取ってくれたとのことだが、液体窒素タンクには、家畜人工授精用精液が入っていたとのこと、当協会に相談が来ました。そこで、我々としては、農協等の第三者の立ち会いの下処分をしてほしいと申し上げました。こうした相談があったということは、今回の検討会についてメディアで取り上げて貰ったこともあって、問い合わせがあったということだと思います。そのため、こうした情報について発信をできるだけして、我々は研修会などを通じて、より関心を高めていく必要があると思います。一つの方策は、モグラたたきのようですが、営農中止するときに、液体窒素タンクがあるかないか調べるのが大事だと思います。周りに関心をもって動いてくれるような形が重要だと思います。そういう意味では、畜産農家への立入検査もできるだけ早期にという話もありましたが、メリハリをつけて動き始めることが大事だと思います。

(島田座長)

ここで一端、事務局より回答を頂きます。

(飯野室長)

越智委員から立入や現場の声を聞くようにというご指摘については、そのようにしたいと思います。「精液等情報システム」は補助事業上畜産クラウドコンソーシアムで整備しており、今年度の事業計画を 5 月に策定したが、その中で民間との意見交換を盛り込んでもらったところです。民間からお話を聞きながらどういう改善ができるか考えていきたいと思っています。当然、お金が必要なので、予算の確保にも全力で取り組んでいきたいと思っています。さらに、ゲノム情報について、将来も見据えた対応が必要とのことでしたが、今後の技術の進捗について、研究機関等からしっかり話を聞きながら、集めるだけではなく立入検査職員にも周知していきたいと思っています。

続いて、小谷委員からのご意見で、何を守れば良くて何をやれば NG なのかわかりやすくということはおっしゃるとおりかと思しますので、例えば、家畜受精卵を生産しているところはどういうところ、新しく開設した家畜人工授精所であれば帳簿のところ等、家畜人工授精所毎に重点事項定めて、メリハリつけてわかりやすく指導をしたいと考えています。資料 P12 の中段、「自家授精の目的で和牛遺伝資源を保存している畜産農家への対応も検討することが必要である」というところについては、畜産農家への立入検査を考えています。

それから、強谷委員の方から「(R)」表示について言及がありましたが、これまでの検討会でも表示と約款との組み合わせをしっかりとやっていくべきとのご意見でしたので、具体的な取組に移していきたいと思います。それから、離農された農家に残っている液体窒素タンクについて、畜産農家全体として離農が増えている中、我々にも問い合わせがあります。我々からの指導でも第三者立ち会いの下、処分をお願いしています。特に、そういう情報は県や家畜保健衛生所などに入ってくることが多いので、連携しながら適切に対応するとともに、立入検査のメリハリをつけて取り組んでいきたいと思っています。

(島田座長)

それでは、林委員をお願いします。

(林委員)

簡潔に要点をまとめていただき感謝いたします。法律の実効性を確保するため、家畜遺伝資源のトレーサビリティを徹底するために法改正をしたというのは私もそういう認識です。法律附則 3 条に基づき検討をする中で、さらに制度の実効性を確保するために何が必要か明らかになってきたと思います。この中で、関係方面に配慮して、様々な記載をしてもらっていますが、横軸を通して読ませていただくと、令和 2 年の施行以降、畜産農家が新たに家畜人工授精所を開設したところが 7 割あり、実際には自家授精用に保存行為をしているけど家畜人工授精所を開設していないところがあると思います。各方策について記載いただきましたが、具体的にはトレーサビリティの精度を高める必要があるところに向けて、つまり新規開設した家畜人工授精所と家畜人工授精所を開設していない畜産農家への立入検査をする中で、家畜受精卵の譲渡契約や家畜未受精卵の流通管理を把握していくことが法律の実効性を確保するために必要であると分かったのではないかと思います。そういったメッセージをちりばめて書いてくださっていると思いますが、例えば資料 1 P7 の(4)「家畜体外受精卵の生産を行う家畜人工授精所に対して」ではなく「家畜体外受精卵の生産を行う家畜人工授精所“等”に対して」にさせていただいた方が良いと思います。その後の、「また、常に新しい技術の動向を注視し、必要な情報を立入検査に従事する職員に共有していく必要がある」というところですが、共有の代わりに「周知して指導を徹底していく必要がある」と記載いただき、立入検査の場を捉えて、家畜体外受精卵や家畜未受精卵の流通を把握することをやっていただければと思います。資料 1 P8 (2)について、家畜受精卵は①・②とあるが、「こと」が続いているので、「雌牛の飼養者である場合や、家畜人工授精所である場合があり、」と「場合」にさせていただきたいと思います。資料 1 P10 の 4 について、資料 2 のとりまとめ概要では、「現行の規定も維持」と記載があるので、概要と併せて「必要がある」を削除して「現行の

以下の規定を維持。」が良いかと思います。資料1P12において、「今後は、家畜人工授精所の開設許可を受けていないものの、自家授精の目的で和牛遺伝資源を保存している畜産農家への対応も検討することが必要である。」と、ここでは和牛遺伝資源とまとめているますが、これまでが具体的に家畜未受精卵などと記載されていたので、具体的に書いていただいた方がメッセージになると思います。資料1P13「できる限り早期」にとあるが、いつのことやらとなるので、もう少し明確に書いて貰いたいと思います。検討会のメッセージとしては「速やかに」が良いと思います。

(伏見委員)

検討内容が簡潔にうまくまとめられていると思います。既にご指摘がありましたが、私が意見をしたP7の一番最後「必要な情報を立入検査に従事する職員に共有していく必要がある」とありますが、「必要がある」を削除について検討いただきたいと思います。また、「共有」という言葉についても適宜修正いただければと思います。立入検査について、林委員からもありましたが、資料1P13において、できる限りを削除し「速やかに」で良いと思います。

資料1P6において、イ)において「その習得」とありますが、これは「その技術の習得」という意味でしょうか。また、「とたい」の表現はひらがなで問題ないでしょうか。

(安森委員)

まず、令和2年の法律施行準備の段階から、今般の令和7年の議論に参加させていただいたことに厚く御礼申し上げます。家畜遺伝資源の流通の川上となる団体としては、業務の重大さについて責任を感じて色々やらねばと改めて感じました。家畜人工授精用証明書の裏書き、また「(R)」表示、さらに家畜人工授精用精液証明書の再発行の適切な実施など、畜産農家、中間流通業者にかかわりをもつ我々の団体として遺伝資源の保護に今後も努めて参ります。今後も検討会の結果を持って譲渡契約等について、その都度、わかりやすく伝える立場であり、我々は、行政関係者とともに助言をさせていただきたいと思います。家畜未受精卵等の議論もありましたが、我々は年間4万の家畜体外受精卵を生産・配布させていただき、家畜体内受精卵の中間流通業者も担っています。先ほど、家畜人工授精用精液の廃棄の話もありましたが、販売業務においてどうしても在庫処分が必要となるので、その場合には、行政又は家畜保健衛生所の立ち会いのもと、適切に処分等を行っております。今後も、ひとつひとつの信頼を重ねて業務を遂行するつもりです。また、最後になりますが、まとめにもありましたように、各団体や行政をはじめとした関係者への御礼を申し上げて、私の意見とさせていただきます。

(飯野室長)

林委員からあったように今回のとりまとめの中で、制度の精度を上げるために何をすべきかというところを明らかにしていただいたと考えており、丁寧に対応していきたいと思います。そうした中で1点だけ我々の意図を説明させていただくと、資料1P7において、家畜未受精卵の取り扱いについて整理をさせていただいて、家畜未受精卵の生産に着目して、その過程でどういうことに留意しなければならないのかということ（4）で記載しています。そのため、生産をしている者、つまり家畜人工授精所ということで限定的に記載をしています。一方で、作られた家畜体外受精卵は様々なところで使用されるので、家畜人工授精所の中でも新規開設や開設していな

い畜産農家を含めて立入検査をしていくことを後段にまとめさせていただいています。

(林委員)

資料１Ｐ８（２）①をみると、確かに具体的な生産行為をするのは家畜人工授精所ですが、依頼しているのは雌牛の飼養者の場合もあるので、生産の場面という意味ですと材料を提供する農家もあると思います。

(飯野室長)

そういう意味であれば、「等」を入れていく方向で検討したいと思います。その他、「職員に共有し」のところについて、伏見委員からのご指摘があったので、「周知し指導徹底」といった形で言い切る形にしたいと思います。資料１Ｐ１０について、「必要がある」とありますが、削除する方向で検討したいと思います。また、資料１Ｐ１２ 和牛遺伝資源の対象を明確にした方が良いのではないかということについては、その方向で検討したいと思います。資料１Ｐ１３の「できるだけ早期」について、「速やかに」と記載とのことですが、事務方からすると都道府県との話し合いが必要となるため一步引いた記載ぶりとなりましたが、検討会としての意思表示とのことであれば、そのようにさせていただきたいと思います。資料１Ｐ６の「その習得」については「その技術の習得」という意図なのでそのように修正します。とたいの表記は、法律にあわせてひらがなで記載しています。

(島田座長)

全体を通じてご意見等ありますか。

(大山委員)

家畜人工授精所を開設していない農家、自己の雌牛に注入する農家の数を把握できていないということでしょうか。

(飯野室長)

家畜人工授精所であれば、都道府県が許可を出しているので把握できますが、普通の農家が自家授精で使うためだけの液体窒素タンクをどれだけ入手しているかまでは正確に把握するのは難しいところです。

(大山委員)

理解しました。おそらく、現場では、あそこの農家は液体窒素タンクを持っているということも分かると思います。先ほどおっしゃったように、サブセンターなどの記録をみれば分かると思います。

(飯野室長)

酪農主体や肉用牛主体の地域でも違うと思うので、都道府県とよく話しをさせていただきながら把握をすることが重要であると考えています。

(林委員)

法人であれば倒産法、個人であれば破産法が適用され、液体窒素タンクは廃業される畜産農家の財産になるので、その処分について、家畜改良増殖法との関係で、一度整理しておく必要があると思いました。液体窒素タンクや液体窒素を保有している畜産農家には家畜人工授精所を開設していただく必要があるのではないのでしょうか。

(飯野室長)

家畜改良増殖法では、所有権と占有権が優先されています。自分が飼養している雌牛に人工授精する場合は、占有権が優先されるので自家授精ができます。一方で、家畜人工授精用精液等が適切に管理されているか分からない状況で、他人に譲るようなことがあった場合、その品質等に問題があった場合に迷惑がかかるので、家畜人工授精所を開設していないといけないというのが法律の考え方となります。ただ、今回、畜産農家も含めて立入検査を行うようにとりまとめをいただいたので、自家授精の畜産農家もスコープに入っていることを周知して取り組んでいきたいと考えています。そのためにも都道府県で捉えている実態を伺いながら、立入検査の具体的な方法を考えていきたいと思っています。

(富澤課長)

凍結精液を保有している農家については、都道府県などにも情報はありますので、間接情報があれば、それをきっかけにお話を聞く可能性はあると思います。

(林委員)

種苗センターは、種苗 G メン作っていたと思うが、畜産も G メンを作ってはいかががでしょうか。

(飯野室長)

それがまさしく、立入検査です。

(富澤課長)

牧草の種子については、家畜改良センターが種苗法に基づく検査を担っており、発芽率を満たしているのかなどの検査を実施しています。

(小谷委員)

立入検査に入られると農家もびっくりすると思いますが、種苗法の改正で「自家採種をすることについて本当は問題ないのに、企業に種代をはらわなければならない」といった誤解を生んだ面があると思っており、そのようにならないように丁寧に対応することが大事だと思います。

(飯野室長)

我々としても、家畜人工授精所を開設していない畜産農家にも入る必要があると思っています。

スコープの中に入っていることを周知し、抑止力を高めることが大事だと考えていますが、その進め方は丁寧にする必要があるので、都道府県とも話をしていきたいと思っています。

(富澤課長)

野菜などの種の自家採種はコストが掛かりませんが、種雄牛は管理が難しくて飼養コストもかかり技術も必要となります。もちろん自分のところで、まき牛として飼養しているところもありますが、通常は種畜検査を受けたり、家畜登録をしたり、植物の種とは違った専門性が必要となります。

(林委員)

種苗法改正時の「誤解」は、あたかもいままで自家増殖できたものを一切作れなくなるような話の仕方が一部でなされていたこともあり、種苗登録されていない従来品の自家増殖は自由であることを説明して、最終的に法律改正ができた経緯があったと思います。この種の誤解を恐れると守らなければならない和牛遺伝資源も守れなくなるので、変な反発を生まないように配慮することは重要ですが、少なくともとりまとめに記載したメッセージは出す必要があると思います。

(島田座長)

ご意見の反映については、座長ご一任を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(島田座長)

今回の議論の内容つきましても、議事概要という形で各委員にご確認いただいた後、公開させていただくということをご了解願います。

その他、事務局から何かございますか。

(富澤課長)

4月から3回に渡りまして、貴重なご意見をいただき、本日もとりまとめについてもご議論をいただきありがとうございました。家畜未受精卵などの新しい技術への注視や、譲渡契約の徹底を推進しなければなりません、立入検査等を通じて農家への制度周知、「精液情報システム」をはじめとしてシステム面で利用者に使いやすい制度としてしっかり運用できるように、といった趣旨でのご意見をいただいております。皆様のご意見を周知させていただいて、取り組みをさせていただきたいと思っています。

(島田座長)

それではこれをもちまして第3回検討会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、議事進行等にご協力いただきまして、また、これまで長時間にわたり熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。